

地 球 化 学 研 究 協 会

設 立 趣 意 書
定 款
三 宅 賞 規 定
進 步 賞 規 定
功 勞 賞 規 定

1972 年 8 月 1 日
改 2000 年 12 月 2 日
改 2013 年 12 月 7 日
改 2016 年 12 月 3 日

II 地球化学研究協会 定 款

第 1 章 名称および事務所

(名 称)

第 1 条 本会は、地球化学研究協会 (The Geochemistry Research Association) という。
(事務所)

第 2 条 本会は、事務所を千葉県松戸市におく。

第 2 章 目的および事業

(目 的)

第 3 条 本会は、地球化学および関連諸科学の研究の推進および普及をはかることを目的と

する。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次ぎの事業を行う。

- 1 学術賞、「地球化学研究協会三宅賞」の贈呈
- 2 「地球化学研究協会進歩賞」の贈呈
- 3 地球化学研究協会功労賞」の贈呈
- 4 地球化学の講義のため、講師の派遣またはあつせん
- 5 セミナー、講座、講習会、講演会の開催またはあつせん
- 6 地球化学に関連する出版物の刊行またはあつせん
- 7 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 資産および会計

(資 産)

第 5 条 本会の資産は、次ぎのとおりとする。

- 1 別紙財産目録に記載された財産
- 2 資産から生ずる果実
- 3 寄付金品
- 4 賛助会費
- 5 事業にともなう収入
- 6 その他の収入

(資産の種別)

第 6 条 本会の資産を分けて、基本財産および運用財産の 2 種とする。

- 2 基本財産は、前条第 1 号に記載された財産のうち、基本財産として指定された財産および常任理事会の議決を経て、基本財産に繰入れられた財産とする。
- 3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(基本財産)

第 7 条 本会の基本財産のうち、現金は郵便官署または確実な銀行に預け入れ、もしくは確実な信託会社に信託し、あるいは確実な有価証券にかえて保管しなければならない。

- 2 基本財産は、処分し、または担保に供することができない。ただし、事業遂行上やむを得ない理由があるときは、常任理事会の議決を経て、その一部にかぎり処分し、または担保に供することができる。

(運用財産)

第 8 条 運用財産は、本会の事業遂行に要する費用にあてる。

(会計年度)

第9条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第4章 役員および顧問等

(役員の種類)

第10条 本会に、下記の役員をおく。

理事長 1名

専務理事 2名

常任理事 15名以内 (うち理事長1名、専務理事2名を含む)

理事 20名以内

監事 2名

2 必要があるときは、常任理事のうちから副理事長1名をおくことができる。

(役員を選任)

第11条 理事長、副理事長、専務理事は常任理事の互選により、これを定める。

2 常任理事および監事は、常任理事会の議決を経て、理事長がこれを委嘱する。

3 常任理事および監事は、互に兼任することができない。

4 理事は、常任理事会で選任し、理事長がこれを委嘱する。

(役員の仕事)

第12条 理事長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときは、その職務を代行する。

3 専務理事は理事長、副理事長を補佐し、会務を処理し、理事長、副理事長に事故があるときは、あらかじめ定められた順位に従って、その職務を代行する。

4 常任理事は、理事長の指定する会務をつかさどる。

5 常任理事は、常任理事会を組織し、本会の業務を議決し、執行する。

6 監事は、本会の財産の状況、常任理事の業務執行の監査を行う。

7 理事は、理事長の諮問に応ずる。

(役員の仕事)

第13条 役員の仕事は、5年とし、再任をさまたげない。

2 補欠または増員により就任した役員の仕事は、前任者または現任者の残任期間とする。

3 役員は、仕事が満了しても後任者の就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

(顧問)

第14条 本会に顧問若干名をおくことができる。

2 顧問は、常任理事会の推薦により、理事長が、これを委嘱する。顧問の仕事は定めない。

3 顧問は本会の運営の重要事項に関し、理事長の諮問に応ずる。

(事務局)

第15条 本会の事務を処理するために、事務局をおく。

第5章 賛助会員

第16条 本会に賛助会員(個人および法人)をおくことができる。

2 賛助会員は、本会の目的に賛同し、かつ賛助会費を納入するものとする。

3 賛助会費は、1会計年度につき1口以上(個人1口千円、法人1口5千円)とする。

第6章 会議

(会議の種類)

第 17 条 会議は、常任理事会および総会とする。

(会議の招集)

第 18 条 総会は、理事長が毎年 1 回、定例の総会を招集するほか、理事長が必要と認めるとき随時に招集する。ただし常任理事の 2 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求のあったときは、理事長は遅滞なく総会を招集しなければならない。

(会議の通知)

第 19 条 会議の招集は、少なくとも 7 日以前に、その会議に付議すべき事項、日時および場所を記載した書面をもって、通知しなければならない。

(議長および定足数)

第 20 条 理事長は、常任理事会の議長となる。

2 会議は、常任理事会にあつては常任理事の 2 分の 1 以上、総会にあつては協会構成員の 3 分の 1 以上が出席しなければ、その議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもって、あらかじめ意思を表示したものは、出席者とみなす。

3 会議の議事は出席者の過半数をもって議決し、可否同数のときは、議長がこれを決める。

(総会の付議事項)

第 21 条 次ぎに掲げる事項は、総会に付議しなければならない。

- 1 事業計画および収支予算
- 2 事業報告および収支決算
- 3 基本財産の処分
- 4 定款の変更
- 5 解散および解散時における残余財産帰属者の選定
- 6 その他重要な事項

第 7 章 委員会

(委員会)

第 22 条 本会の事業を行うために必要があるときは、常任理事会の議決を経て、各種の委員会をおくことができる。

第 8 章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第 23 条 この定款の変更は、第 20 条第 2 項および第 3 項の規定にかかわらず、常任理事総員の 3 分の 2 以上の同意を経なければならない。

(解 散)

第 24 条 本会の解散は、第 20 条第 2 項および第 3 項の規定にかかわらず、理事総員の 3 分の 2 以上の同意を経なければならない。

(残余財産の処分)

第 25 条 本会の解散に伴う残余財産は、第 20 条第 2 項および第 3 項の規定にかかわらず、常任理事総員の 3 分の 2 以上の同意を経て、本会の類似の目的を有する公益法人または学術団体に寄付するものとする。

第 9 章 補 則

第 26 条 この定款の実施についての必要な細目は、常任理事会の議決を経て、別にこれを定める。

付 則

- 1 本会設立当初の役員は、第 11 条の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとする。
- 2 本会設立当初の役員の任期は、第 13 条第 1 項の規定にかかわらず、1977 年 3 月 31 日までとする。
- 3 本会設立当初の会計年度は、第 9 条の規定にかかわらず、1973 年 3 月 31 日までとする。

奨励賞規定改:2009.1.1～35 才以下→ 40 才未満

奨励賞規定改:2013.1.1～奨励賞→進歩賞

功労賞改定:2016.12.3、施行:2016.12.5